



環境省

---

## 新規策定又は改訂が行われた国内計画等及び ヒアリング・発行事例等に基づいた資金使途例等の拡充について

---

2024年12月17日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

---

**新規策定・改訂された計画等**

---

# 法令・計画等におけるキーワード等の確認

- 新規策定・改訂された環境分野の計画等について、資金使途になりうるキーワードを整理した。
- 確認を実施した環境分野の法令・計画等については以下の通り。

分野	法令・計画名等	概要
全般	第六次環境基本計画 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2024年5月閣議決定。</li> <li>● 環境保全とそれを通じた「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標に掲げている。</li> </ul>
循環経済	第五次循環型社会形成推進基本計画 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2024年8月改訂。</li> <li>● 循環経済（CE）への移行は循環型社会形成のドライビングフォースであり、新たな成長を実現しウェルビーイング／高い生活の質を実現するツールであるということで、CEを国家戦略として明確に位置付けている。</li> </ul>
自然資本 ・その他	ネイチャーポジティブ経済移行戦略 (環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2024年3月公表。</li> <li>● 生物多様性国家戦略（2023年3月閣議決定）の基本戦略の1つである「ネイチャーポジティブ経済の実現」に向け、環境省が農林水産省・経済産業省・国土交通省との連名で策定。</li> <li>● 参考資料に「ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出す新たなビジネスチャンスの例」「ケーススタディ」の記述があり、資金使途の参考になる。</li> </ul>
	水循環基本計画 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2024年8月閣議決定。</li> <li>● 水循環に関する施策を網羅的に記載。</li> <li>● 今後5年間で重点的に取り組む主な内容に、代替性・多重性等による安定した水供給の確保、施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築、2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進、健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開などを位置付けている。</li> </ul>

# (参考) 昨年度の調査対象

■ 昨年度の調査対象は以下の通り。

主な対象分野	法令・計画名等	位置づけ	関連する分野		
			気候変動	循環経済	自然資本・その他
全般	第五次環境基本計画	閣議決定（2018年）	●	●	●
気候変動	地球温暖化対策計画	閣議決定（2021年）	●		
	気候変動適応計画	閣議決定（2023年）	●		
	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略	閣議決定（2021年）	●		
	GX実現に向けた基本方針	閣議決定（2023年）	●	●	
循環経済	第四次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定（2018年）		●	●
	サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス	環境省・経済産業省 策定（2021年）		●	
	成長志向型の資源自律経済戦略	経済産業省 策定（2023年）		●	
自然資本・その他	第五次社会資本整備重点計画	閣議決定（2021年）	●		●
	第三次国土形成計画	閣議決定（2023年）	●	●	●
	国土強靱化計画	閣議決定（2023年）	●		●
	住生活基本計画	閣議決定（2021年）	●	●	●
	みどりの食料システム戦略	みどりの食料システム戦略本部決定（2021年）	●	●	●
	企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス	農林水産省 公表（2023年）	●	●	●
	生物多様性国家戦略	閣議決定（2023年）	●		●
	水循環基本計画（一部見直し）	閣議決定（2022年）	●		●

# 第六次環境基本計画における目標等の確認

■ 環境基本計画の「重点戦略ごとの環境政策の展開」に記載されている内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

大分類		小分類の参考となる記述	大分類		小分類の参考となる記述
1	再生可能エネルギーに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの最大限の導入（地域共生型の地熱発電、浮体式洋上風力発電・潮流発電等、<u>営農型太陽光発電</u>、<u>農林業系バイオマス等の循環利用</u>、水素サプライチェーン構築、廃棄物発電導入、など）</li> <li>地域共生型再生可能エネルギー導入のための土地利用ゾーニングに資するデジタル ツールの整備</li> </ul>	6	クリーンな運輸に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市のコンパクト化、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組推進</li> <li>持続可能な地域公共交通ネットワーク形成</li> <li>地域公共交通のリ・デザイン</li> <li>自転車等通行空間の整備</li> <li>モビリティの脱炭素化</li> </ul>
2	省エネルギーに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー設備の導入</li> <li>省エネルギー診断の推進</li> <li>既存住宅・建築物の省エネルギー化・脱炭素改修</li> <li>街区単位のエネルギーの面的利用等による省エネルギー化</li> </ul>	8	気候変動に対する適応に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラやEco-DRRの推進</li> <li>フェーズフリーの考え方を取り入れたライフスタイルの促進</li> </ul>
3	汚染の防止と管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>窒素・リンに関する持続可能な管理の推進</li> <li>科学的見地からの化学物質管理の適正化</li> </ul>	9	サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環経済への移行（リペア、メンテナンス、リサイクル、など）</li> <li>CCUS/カーボンリサイクル</li> <li>サステナブルファッションの推進</li> <li>「環境・生命技術」の開発・実証</li> <li>低炭素水素等の供給・利用促進</li> <li>家畜ふん尿のエネルギー利用</li> <li>SAFの導入促進</li> <li>ゼロエミッション船、水素燃料電池鉄道車両の開発など</li> <li>新材料を用いたエネルギー効率の徹底的な改善</li> </ul>
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型農業の推進</li> <li>持続可能な食料システムの構築</li> <li>ブルーインフラ等の保全・再生・創出</li> <li>自然を活用した解決策（NbS）の推進</li> <li>海洋環境の保全（汚泥の浚渫除去、ごみ・油の回収等、里海づくり）</li> <li>森林整備・保全</li> </ul>	10	グリーンビルディングに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEB化・ZEH化</li> <li>住宅・建築物の屋根・壁面等における太陽光発電設備導入</li> <li>ストックとしての高付加価値化（長期優良住宅の普及促進など）</li> <li>木材利用促進（木造化、木質化、CLTなど）</li> </ul>
5	生物多様性保全に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECMの設定</li> <li>生態系ネットワークの形成</li> <li>「環境・生命技術」の開発・実証</li> <li>低未利用地の緑化</li> <li>ツーリズム等の推進</li> <li>情報基盤整備</li> </ul>			

※表中のキーワードは一部まとめる・省略するなどしているものもある  
 ※赤字下線：グリーンリストに明示されていない記載

# 第五次循環基本計画における目標等の確認

- 循環型社会形成推進基本計画の「循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性」の各項目\*のうち、資金使途事例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

大分類	小分類の参考となる記述
1 再生可能エネルギーに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環（家畜排せつ物、食品循環資源のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化など）</li> </ul>
3 汚染の防止と管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行（環境汚染防止、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対応、など）</li> </ul>
4 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現（地域の再生可能資源の継続的活用、ストックの適切な維持管理・使用、適切な森林管理と木材利用の拡大、など）</li> </ul>
9 サークュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環（動静脈連携、環境配慮設計、再生材利用率向上、リサイクル高度化、ストックを有効活用したサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデル、など）</li> <li>特に、①プラスチック・廃油、②バイオマス（廃棄物系バイオマスや未利用資源、食品廃棄物等、木材、紙、持続可能な航空燃料（SAF（Sustainable Aviation Fuel））、③ベースメタルやレアメタル等の金属、④土石・建設材料、⑤容器包装、⑥建築物、⑦自動車、⑧小型家電・家電、⑨繊維製品、⑩蓄電池等の地球温暖化対策等により普及した製品や素材、に関する取組等）</li> </ul>

\* 「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」はその他項目も含めた全体をまとめた内容のため、小分類からは除外

※ 赤字下線：グリーンリストに明示されていない記載

# ネイチャーポジティブ経済移行戦略における目標等の確認

- ネイチャーポジティブ経済移行戦略の参考資料に記載のある「ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出す新たなビジネスチャンスの例」の「ケーススタディ」のうち、資金使途事例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

大分類	小分類	小分類の参考となる記述
4 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	4-1 持続可能な農業（有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等）に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な農業</li> </ul>
	4-2 持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上養殖（例：冷水（伏流水・海洋深層水）利用）</li> <li>環境配慮型養殖（例：配合餌への転換）</li> </ul>
	4-3 持続可能な森林経営に関する事業（+大分類7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な水資源利用のための森林管理</li> </ul>
	4-4 自然景観の保全及び復元に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市住宅における生物多様性の保全</li> <li><u>アニマルパスウェイ（自然回廊技術）</u></li> </ul>
	4-5 地方自治体等による、又は地方自治体と連携して行われる、都市の緑地・水辺の保全・創出や水・緑のネットワークの形成等の事業	—
	4-6 自然資源への負荷削減に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>セルロースナノファイバー樹脂（例：バイオマス(廃材含む)を含むプラスチックに代わる素材へのアップサイクリング）</li> </ul>
	4-7 自然資源・土地利用の持続可能な管理に資するICTソリューション（農林水産資源の持続可能性に関するトレーサビリティシステム、森林管理システムを含む。）を提供する事業	—

※赤字下線：グリーンリストに明示されていない記載

# 水循環基本計画における目標等の確認

- 水循環基本計画の「水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」に記載されている内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

大分類		小分類の参考となる記述
1	再生可能エネルギーに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>水力エネルギー等の活用</li> </ul>
3	汚染の防止と管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で良質な水の確保</li> <li>水環境（環境基準、汚濁負荷削減等）</li> </ul>
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯留・涵養機能の維持及び向上（森林、都市等）</li> <li>水辺空間の保全、再生及び創出</li> </ul>
5	生物多様性保全に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系の保全等</li> </ul>
7	持続可能な水資源管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の適正な保全及び利用</li> <li>貯留・涵養機能の維持及び向上（森林、都市等）【再掲】</li> <li>災害から人命・財産を守るための取組</li> <li>大規模災害時や大規模停電時における水供給・排水システムの機能の確保等</li> <li>安全で良質な水の確保【再掲】</li> <li>持続可能な上下水道の機能の確保</li> <li>水インフラの戦略的な維持管理・更新等</li> </ul>
8	気候変動に対する適応に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機的な渇水への対応</li> <li>災害から人命・財産を守るための取組【再掲】</li> <li>治水対策等による気候変動への適応策</li> <li>気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査</li> </ul>

---

## 資金使途例等の拡充の方向性について

---

# 資金使途例の拡充に向けた整理

- 昨年度の検討を踏まえ、今年度は以下の観点で大分類ごとに追加・修正を検討すべき箇所の特定・整理を行った。

## 昨年度の検討状況

- ・ 昨年度は以下の観点で、大分類ごとに追加・修正を検討すべき箇所の特定・整理を行った。

- ① 大分類で記載されていて小分類で抜けている部分
- ② ICMAのレポーティングハンドブックとニュアンスが異なる箇所
- ③ 大分類間での小分類の粒度が異なる等、記載の見直しが必要と考えられる箇所
- ④ 最近発表された国際的なガイドライン\*との整合性の観点で追加すべき箇所  
\* International Finance Corporation “Guidelines Blue Finance” 2022年1月およびAsian Development Bank / International Finance Corporation “BONDS TO FINANCE THE SUSTAINABLE BLUE ECONOMY A PRACTITIONER’S GUIDE” 2023年9月
- ⑤ 現行の小分類には記載がなく、グリーン共同発行団体「グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク」に詳細が記載されている箇所
- ⑥ その他具体的な追加の視点のご指摘をいただいた箇所

## 今年度の検討方針

- ・ 昨年度の検討を踏まえて、今年度は以下の観点で、検討すべき部分の特定・整理を実施した。

- ① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）
- ② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

# (参考) 大分類一覧

大分類	
1	再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）
2	省エネルギーに関する事業（省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）
3	汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3R や熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。）
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）
5	生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）
6	クリーンな運輸に関する事業 （電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）
7	持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）
8	気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）
9	循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）
10	グリーンビルディングに関する事業

# 改訂に向けた整理 大分類 1

大分類		小分類	
1	再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）	1-1	太陽光、風力（洋上を含む。）、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱、波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業
		1-2	再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業
		1-3	太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業
		1-4	太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業
		1-5	事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業
		1-6	再生可能エネルギーに資するICTソリューション(維持管理システム、運用システム、最適需給調整等)を提供する事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

- 1-5：「農林漁業関連施設」
- 1-5：「上下水道施設」

① 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

—

➡過去WGでも御意見いただいた**農林水産業の省エネ・脱炭素**については、「**第六次環境基本計画**」において記載されていることも踏まえ、1-5に「**農林漁業関連施設**」（農山漁村再生可能エネルギー法より引用）を追記してはどうか。

➡**地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）**において**上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入**が記載されていることを踏まえ、1-5に「**上下水道施設**」を追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類2

大分類		小分類	
2	省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器、を含む。）	2-1	事務所、工場、住宅、データセンター等について、省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修を行う事業 ※BELS、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の環境認証取得やその他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修（断熱改修含む）に関わるもの
		2-2	事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器や設備を導入する事業
		2-3	エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド等のエネルギーの面的な有効活用に関する設備を導入する事業
		2-4	省エネルギーに資するICT ソリューション（BEMS、HEMS、CEMS、ITS、サプライチェーンマネジメント等）の提供や省エネルギー性能の高い通信技術の導入に関する事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

- 2-1/2-2：「農林漁業関連施設」
- 2-1/2-2：「上下水道施設」

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

- 2-4：「工場エネルギー管理システム（FEMS）」

➡大分類1と同様に、2-1、2-2に「農林漁業関連施設」「上下水道施設」を追記してはどうか。

➡「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において記載のある「工場エネルギー管理システム（FEMS）」の記載が漏れていたことから、2-4に追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類3

大分類		小分類	
3	汚染の防止と管理に関する事業 (排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。)	3-1	循環経済の実現にあたって、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄段階の各段階において、ライフサイクル全体での最適化を図る事業（省資源・長寿命製品の設計・製造、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の利用、製造事業者等による再生材の積極的な利用とリサイクル事業者等による再生材の供給といった動静脈連携（製造業・小売業などの動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業の有機的な連携）、食品ロス削減、廃棄物の高度な回収・処理（リサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設）を含む。）
		3-2	有害化学物質等の漏えい、揮発、浸透等の防止に係る先進的な設備・技術の導入や代替品の使用等を通じた有害化学物質等の環境（海洋環境を含む。）への排出を抑制する事業
		3-3	フロン類の排出抑制に資する製品の設計又は製造等を行う事業
		3-4	工場等からの排水の高度な処理・再利用や、環境改善効果の高い下水道施設整備・合流式下水道の改善等に関する事業
		3-5	汚染土壌を処理する事業
		3-6	プラスチックごみによる汚染の防止に資する事業
		3-7	水質汚濁物質・大気汚染物質・有害化学物質の排出防止と管理、廃棄物処理の管理等に資するICTソリューションを提供する事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

3-6：（追加する指標の例として）「使用済プラスチックのリサイクル率（%）又は量（t）」、「再生材の利用率（%）又は量（t）」、「バイオマスプラスチックの導入率（%）又は量（t）」等

➡「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日）」を踏まえ、3-6に指標の例を追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類 4

大分類		小分類	
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）	4-1	持続可能な農業（有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等）に関する事業
		4-2	持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業
		4-3	持続可能な森林経営に関する事業
		4-4	自然景観の保全及び復元に関する事業
		4-5	地方自治体等による、又は地方自治体と連携して行われる、都市の緑地・水辺の保全・創出や水・緑のネットワークの形成等の事業
		4-6	自然資源への負荷削減に資する事業
		4-7	自然資源・土地利用の持続可能な管理に資するICTソリューション（農林水産資源の持続可能性に関するトレーサビリティシステム、森林管理システムを含む。）を提供する事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

4-4：「アニマルパスウェイ（自然回廊技術）の設置等」

① 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

4-1：（指標の例として）「環境負荷低減活動に取り組む農地の面積（ha）」、「環境負荷低減活動の取組による農産物の収穫量（t）」

4-4：（指標の例として）「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の取得面積（㎡）や取得数」

4-1～4-4：（指標の例として）「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（㎡）」

➡「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」にも記載があることから、4-4の例示として「アニマルパスウェイ（自然回廊技術）の設置等」を追記してはどうか。

➡「みどりの食料システム法（令和4年4月成立）」に基づく認定を受ける計画や、農産物等の環境負荷低減の取組の「見える化」を踏まえ、4-1に環境負荷低減活動関連の指標を追記してはどうか。

➡「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年5月成立）」に基づき創設された制度である「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」を踏まえ、4-4に指標の例を追記してはどうか。（※4-5は自治体に限った取組の記載となっているため、民間事業者の取組も含める記載として4-4と統合予定）

➡「生物多様性増進活動促進法（令和6年4月成立）」による制度の一部変更も踏まえて、4-1～4-4に「自然共生サイトの面積（増進活動実施計画等の実施区域）（㎡）」を追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類5

大分類		小分類	
5	生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）	5-1	<p>保護地域やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）等における生態系の健全性の保全・回復を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-森林生態系：森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指した整備及び保全（森林計画制度に基づく適正な森林整備、育成単層林における広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導、天然生林の適切な保全・管理、貴重な野生生物の保護など生物多様性の保全に配慮した森林施業等）</li> <li>-農地生態系：農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減、有機農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等による環境負荷の低減、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全、荒廃農地・耕作放棄地の再生等</li> <li>-都市生態系：都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等</li> <li>-陸水生態系（河川・湖沼・湿地）：河川を自然に近い形に再生、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保全・創出につながる取組等</li> <li>-沿岸・海洋生態系：水産資源の増殖及び（又は）ブルーカーボンを活用した吸収源対策等に関わる藻場・干潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出等（ブルーインフラに関する取組等を含む）</li> </ul>
		5-2	絶滅危惧種の保全に係る事業（生息域内保全・生息域外保全を含む。）
		5-3	侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する事業
		5-4	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害の緩和に貢献する事業
		5-5	生物多様性保全に資するICT ソリューション（衛星、飛行体、IoT 等による生態系モニタリング、鳥獣害防止システム、生物多様性データ解析等）を提供する事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

5-1：（指標の例として）「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の取得面積（㎡）や取得数」

➡大分類4と同様に「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」に関して、5-1に**指標の例**を追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類 6

大分類		小分類	
6	クリーンな運輸に関する事業（電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）	6-1	電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等）、鉄道、自転車、ゼロエミッション船（水素燃料電池船、バッテリー船等）の製造・導入や、それらを利用するためのインフラの整備等を行う事業
		6-2	計画的な物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業
		6-3	エコドライブの支援のための機器（デジタル式運行記録計等）を導入する事業
		6-4	パークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業
		6-5	持続可能な海上輸送に関する事業（カーボンニュートラルポートの形成に資する事業（脱炭素型荷役機械の導入、停泊中船舶に陸上電力を供給する設備の導入等）、石油燃料流出防止、回収施設の改善に関する事業、港湾やターミナルの廃棄物処理に関する事業を含む。）

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

6-1：（ハイブリッド船） ※記載要否含め要検討

➡ 「ハイブリッド船」について、国土交通省において導入を推進し、内航海運業界においても一部で導入が行われているところ、追記可能性について議論いただきたい。

# 改訂に向けた整理 大分類 7

大分類		小分類	
7	持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）	7-1	水源かん養や雨水の土壌浸透等の水循環を保全する事業（地下水保全、グリーンインフラの整備を含む。）
		7-2	水害の発生の防止のための施設の整備を行う事業
		7-3	清浄な水や飲用水の確保のためのインフラに関する事業（上水道の整備や海水を淡水化する事業を含む。）
		7-4	都市排水システムに関する事業（下水システムの整備、下水汚泥管理、汚染物質の流出を防ぐ都市排水システムを含む。）
		7-5	サプライチェーン全体で水供給を削減する水効率技術・設備・水管理活動

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

—

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

—

# 改訂に向けた整理 大分類 8

大分類		小分類	
8	気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）	8-1	農業・林業・水産業： 気候変動に強い作物品種の開発と導入、環境負荷の低い農業の導入に関する事業等
		8-2	水環境・水資源： 水資源の効率的な活用や渇水対策等の導入に関する事業等
		8-3	自然生態系： 生態系に基づく適応や生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）等のグリーンインフラの整備に関する事業等
		8-4	自然災害・沿岸域： 物流、鉄道、港湾、空港、道路、河川、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における、自然環境や生物多様性保全等にも配慮した防災・減災機能を強化する事業（気候変動の適応に対応する国土強靱化に資する事業を含む）等
		8-5	健康： 気象情報及び暑さ指数（WGBT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供、冷房・除湿器の導入、クールスポットの創出（日除け、ミスト等）に関する事業等
		8-6	産業・経済活動： 事業所における気象災害対策や気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組等、事業の持続可能性を確保するための事業等
		8-7	国民生活・都市生活： 内水氾濫等の防止に向けた下水道施設の整備、施設の損壊等に伴う減断水が発生した場合における迅速で適切な応急措置及び復旧が行える体制の整備に関する事業等
		8-8	気象観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資するICTソリューションを提供する事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

- 8-1：「施設栽培における設備等の導入」、「生産地の移動」、「気候変動に対応する養殖品種や技術の開発・導入」  
「魚種の変化に対応した加工設備の導入」、「藻場の保全等の漁場整備に関する事業」
- 8-2：「水道水等の水質保全」、「水資源の保全」
- 8-3：「気候変動影響のモニタリングに関する事業」、（指標の例として）「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の取得面積（㎡）や取得数」
- 8-5：「クーリングシェルターの整備、建物の高気密・高断熱化」等

➡地方自治体の気候変動関連計画・戦略等の記載を踏まえて、上記項目等（及びそれに伴った指標の例）を追記してはどうか。

➡大分類4と同様に「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」に関して、8-3に指標の例を追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類 9

大分類		小分類	
9	循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）	9-1	環境に配慮した製品を製造する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品等の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービス（環境負荷の低減につながる、製品の適切な長期利用を促進するシェアリング、サブスクリプション、リペア・メンテナンス等）、当該製品製造に供する工場・事業場の建設・改修を含む。）
		9-2	温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発・実証等に関する事業（関連項目に記載されている事業に関連する技術や製品、水素、アンモニア、CO2 の分離・回収・貯留・利活用に関する技術、次世代航空機、ゼロエミッション船（アンモニア燃料船、水素燃料船等）、SAF（持続可能な航空燃料）等。あくまで例示であり、これに限られるものではない。）

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

- 9-1：「食料・農林水産業における持続可能な加工・流通システムの構築に資する取組」
- 9-1：（指標の例として）「事業実施前後のカーボンフットプリントの削減量（t-CO2）」

➡フードサプライチェーン全体での脱炭素化の実践と、その「見える化」を進めるための「加工食品共通のCFP（カーボンフットプリント）算定ガイド案（令和5年12月）」を踏まえて、9-1に「食料・農林水産業における持続可能な加工・流通システムの構築に資する取組」（及びそれに伴った指標の例）を追記してはどうか。

# 改訂に向けた整理 大分類10

大分類		小分類	
10	グリーンビルディングに関する事業	10-1	建築物の省エネルギー性能だけではなく、ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減、環境負荷の低い資材の使用、水使用量、廃棄物管理、生物環境の保全・創出等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又はCASBEE、LEED等の国内外で幅広く認知されている環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2023年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

10-1：（指標の例として）「取得したCASBEE、LEED、TSUNAG等の認証の種類と評価」

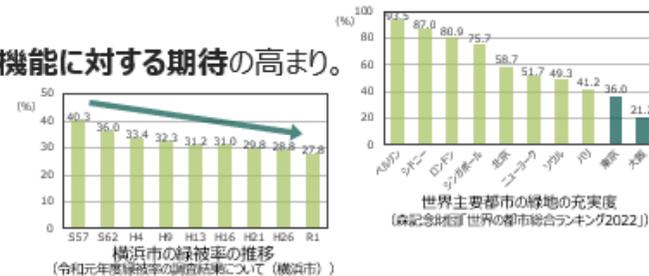
➡大分類4と同様に「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」に関して、10-1に指標の例を追記してはどうか。

# (参考) 都市緑地法等の一部を改正する法律 (令和6年5月成立)

## (大分類4・5・8関連)

### 背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
  - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
  - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。



### 法律の概要

#### 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
  - ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
  - ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画 (仮称) を策定。
- ②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】
  - ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

#### 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
  - ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」(仮称)として位置付け。  
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
  - ・特別緑地保全地区※で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。<予算> (実施に当たり都市計画税の充当が可能)
- ②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】
  - ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構 (仮称) の指定制度を創設。<予算・税制>



#### 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】
  - ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
  - ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。<予算>
  - ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。

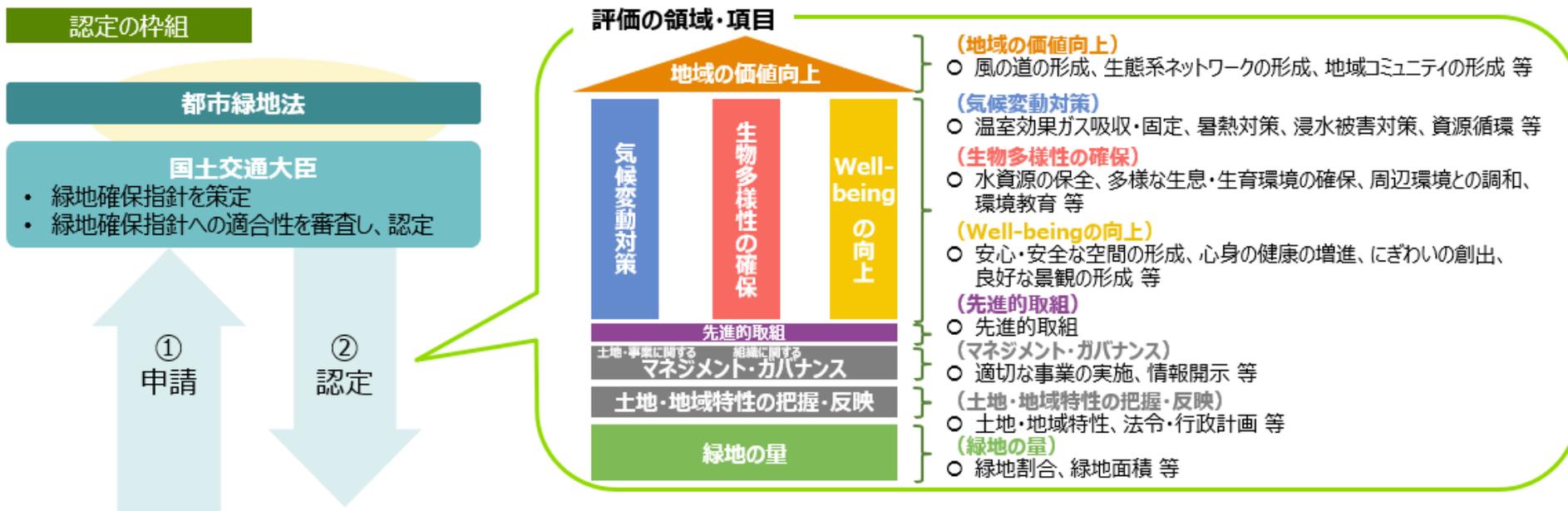


民間事業者による緑地創出の例 (千代田区)

- ②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】
  - ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
  - ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。<予算>

# (参考) 優良緑地確保計画認定制度 (TSUNAG) の概要 (大分類 4・5・8 関連)

- 都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。
- 認定に当たっては、国土交通大臣が策定する緑地確保指針※への適合性を審査。※民間事業者等が緑地を整備・管理する際に講ずべき措置を規定



緑地確保の取組を行う民間事業者等  
優良緑地確保計画を作成し、認定を申請

**【対象事業】**

- ① 新たに緑地を創出し、管理する事業
- ② 既存緑地の質の確保・向上に資する事業

**【対象区域】**

都市計画区域等内の緑地を含む敷地等

<良質な緑地確保の取組のイメージ>



**制度の愛称・ロゴマーク**



緑の持つ様々な価値を見える化することで、緑と人々・緑と都市・緑と社会・緑同士の「つながり」を生み出し、未来につなげていく。このようなビジョンから本制度の愛称を「TSUNAG」と名付けました。緑(木)を中心に「都市(ビル)」、「生物多様性(鳥や蝶)」、「Well-being(人)」の要素をつなぐデザインのロゴマークを作成。

**主な支援措置**

- ◆ 優良緑地確保支援事業資金(都市開発資金)による**無利子貸付**・・・貸付対象額(認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用※)の**1/2以内**
- ◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業による**補助**・・・補助対象費(認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用)の**1/2以内**

※ 緑地の整備に係る社会資本整備総合交付金・補助金を充当した額を除く。

# (参考) みどりの食料システム法<sup>※</sup>のポイント (大分類 4 関連)

## 制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

### みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

### 関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

### 国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

### 基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

### 基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

### 環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画  
(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化\*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進\*

\*モデル地区に対する支援措置

- みどりの食料システム法の計画認定を受けることで、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

### 新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画  
(基盤確立事業実施計画)

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

# (参考) 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」 (大分類4 関連)

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭の施用量、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。(登録番号付与523件、販売店舗等705か所 令和6年11月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携を検討します。

詳しくは  
農林水産省HPへ



## 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等) - 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上  
★★ : // 10%以上  
★★★ : // 20%以上



見る × 選べる  
みえるらべる

## 対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

## 生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

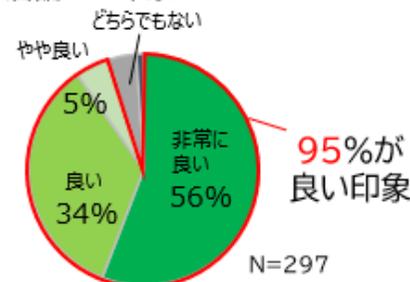
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点  
★★ : // 2点  
★★★ : // 3点以上

## 消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】

店舗への印象



取組者からは、

- ・既存の栽培データで簡単に算定ができた
- ・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

令和6年3月からの本格運用以降、

- 登録番号付与**523件**
- 販売店舗等**705か所**  
(令和6年11月末時点)

# (参考) 自然共生サイトと地域生物多様性増進法 (大分類4 関連)

- ネイチャーポジティブの実現に向け、民間等による取組を促進することが重要。
- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、令和6年10月末時点で253か所を認定。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、「地域生物多様性増進法」が令和7年4月1日に施行予定。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に。
- あわせて、より多くの民間資金や人的資源を流入できるように、自然共生サイトを支援した企業等に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への活用を見据えて設計）や、支援を受けたいサイトと 支援を行いたい企業等のマッチングを促進する仕組み、専門的助言を受けたい活動者と有識者を仲介する仕組み、その他補助金の拡充等を検討。

## <生物多様性増進活動促進法の認定制度>



## <法律に基づく認定に先行する「自然共生サイト」の例>



# (参考) 生物多様性増進活動促進法の概要 (大分類4 関連)

**ネイチャーポジティブ (自然再興) の実現**に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

## ■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」\*1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECD\*2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

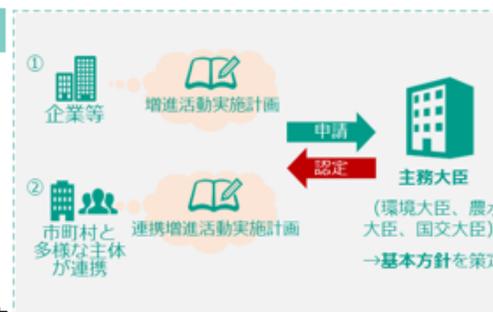
\*1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる      \*2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

## ■ 主な措置事項

### 1. 地域における生物の多様性の増進\*のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

#### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定** (企業等は情報開示等に活用)。
  - ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。



#### (2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

### 2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正 (認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施)
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

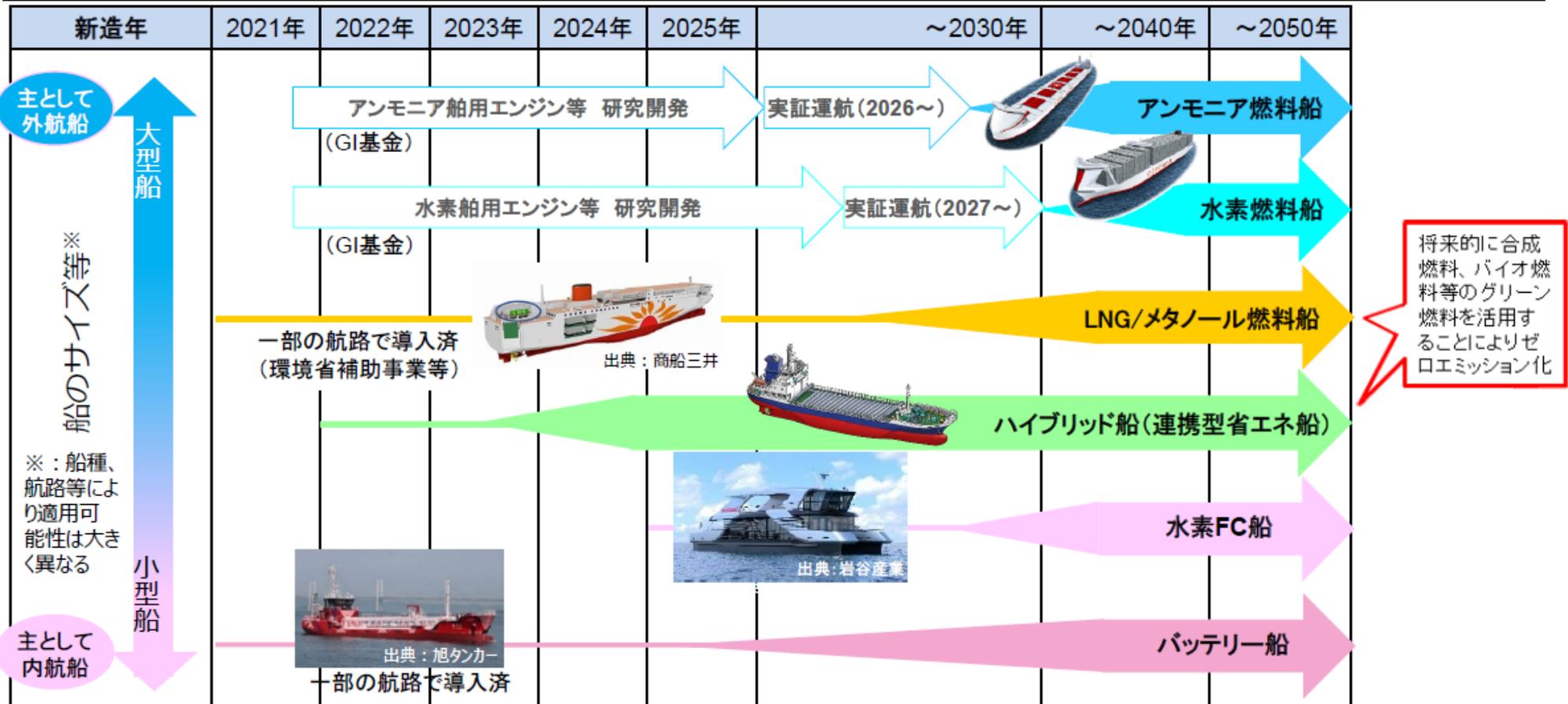
<施行期日> 令和7年4月1日

# (参考) 内航海運分野の地球温暖化対策の取組①

## ～船舶の新燃料等の適用～ (大分類6 関連)

海運分野におけるカーボンニュートラル実現に向けて、

- 比較的大型の船舶については、LNG、アンモニア、水素等のガス燃料の普及が期待される。
- 小型の船舶については、バッテリーや水素FCを用いた電気推進の普及が期待される。
- 中型の船舶については、当面はバッテリーに発電機を組み合わせたハイブリッド船の普及が期待される。また、バッテリーや水素FCについても技術進展・コストダウンによる適用拡大が期待される。



# (参考) 内航海運分野の地球温暖化対策の取組②

## ～連携型省エネ船のコンセプト検討例：蓄電池を活用したハイブリッド推進船～

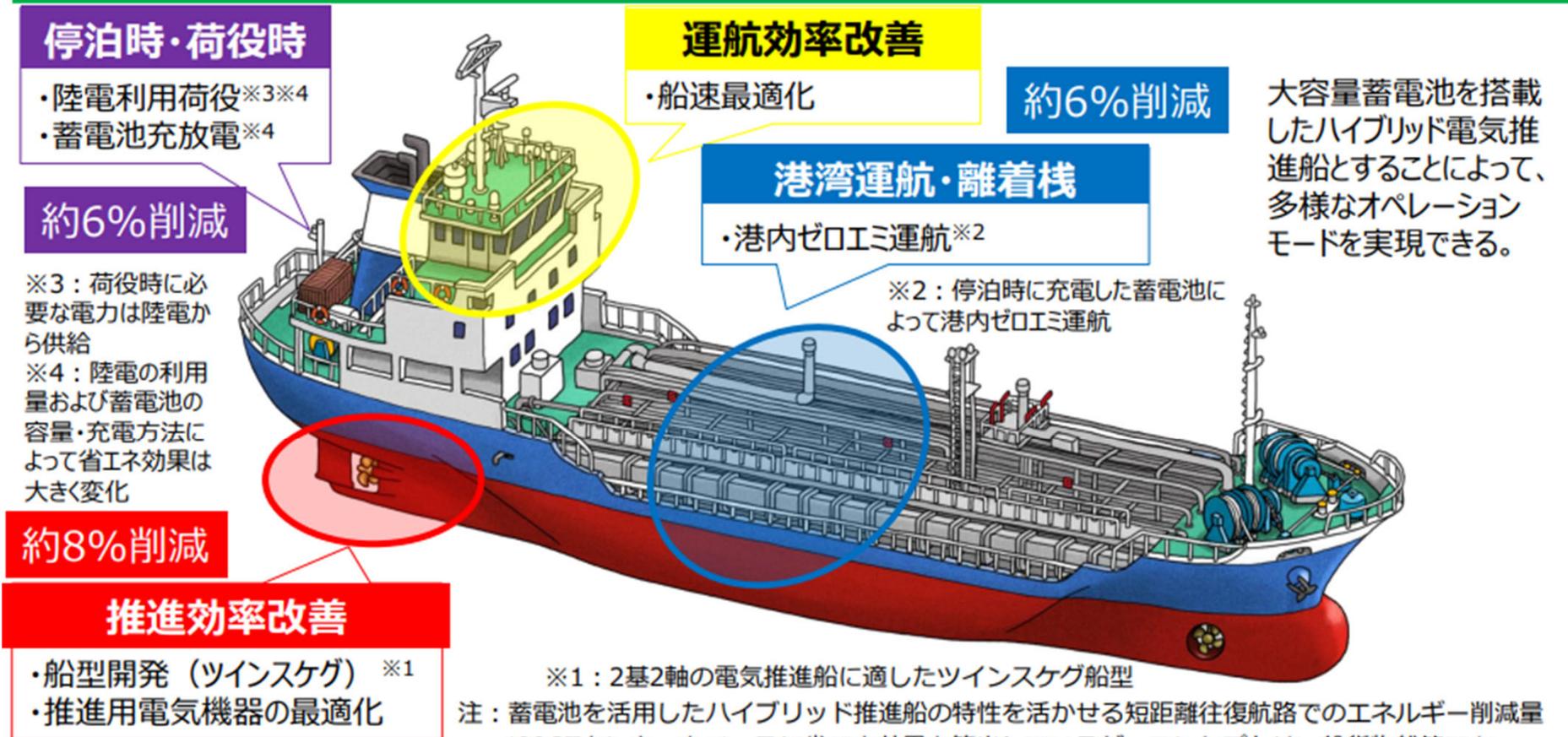
### (大分類6 関連)

ハイブリッド推進船の特徴：

- 蓄電池からの給電で航行できる

➡ 出入港や離着棧といった作業時には蓄電池に貯めた電気を使用することで港内作業のゼロエミッション化・省力化を実現できる

エネルギー削減率：約20%～

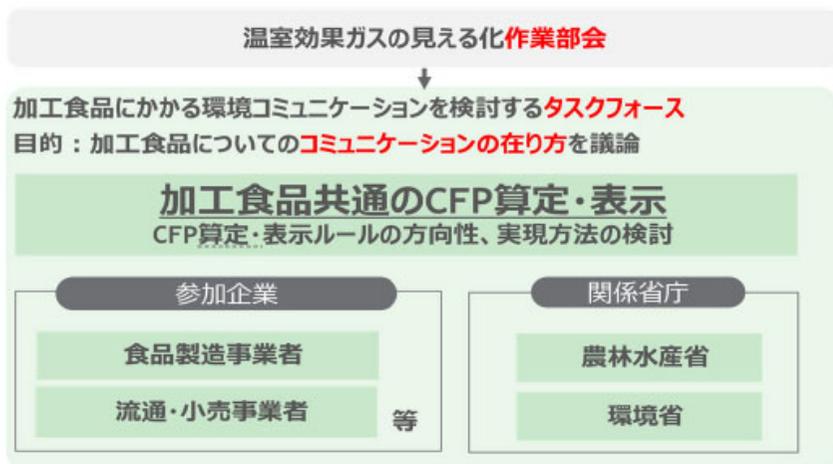


注：蓄電池を活用したハイブリッド推進船の特性を活かせる短距離往復航路でのエネルギー削減量499GTタンカーをベースに省エネ効果を算出しているが、コンセプトは一般貨物船等でも活用可能

# (参考) フードサプライチェーンにおける脱炭素化の「見える化」の推進 (大分類9 関連)

- ▶ フードサプライチェーン全体での脱炭素化の実践と、その「見える化」を進めるため官民で食品産業における取組について議論。
- ▶ 農林水産省では、令和5年度に加工食品共通のCFP（カーボンフットプリント）算定ガイド案の妥当性の確認、課題の抽出のための実証を行い、算定ガイド案と実証結果を公表（令和6年8月）。
- ▶ 加工食品共通のCFP算定・表示ルールの方角性、実現方法について、引き続き官民で検討し、算定ガイドをとりまとめ。

## ・官民での協議体



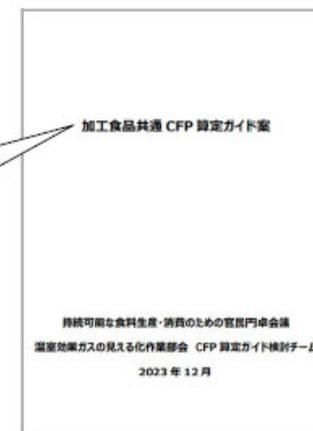
## 官民の協議体で提案された加工食品共通の算定ルールのあり方

- ・小規模な事業者にも分かりやすく、取り組みやすいルールとすること
- ・なるべく低コストかつシンプルなアプローチであること
- ・カーボンフットプリントガイドラインなど、国内/国際的なルールに整合していること

## ・加工食品共通のCFP算定ガイド案

食品関連事業者を中心に、CFP算定を行う際に参照できる定義や考え方を業界の自主算定ルールとしてまとめたもの

- ポイント
- ・算定単位・粒度
  - ・ライフサイクルステージ・対象プロセス
  - ・カットオフの考え方
  - ・1次データ、2次データの取扱い等を規定



## ・CFP算定実証

令和5年度に算定実証を行い、ガイド案の妥当性を確認し、課題等を抽出。令和6年度も継続して実施予定。

参加企業 (五+百商)	イオン株式会社	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 株式会社イトーヨーカ堂	明治ホールディングス株式会社
商品名	キャノーラ油ハーフ (500g)	明治おいしい牛乳 (900ml)	
製品名称	食用なたね油	牛乳	
製品イメージ			

詳しくはこちらをご参照ください。



※CFPとは・・・製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出されるGHGの排出量をCO2排出量に換算したものと